

○社会教育事業講師謝礼援助要綱

平成7年4月1日要綱第13号

社会教育事業講師謝礼援助要綱

市民学習活動援助事業要綱（平成元年7月1日施行）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、武蔵野市教育委員会（以下「委員会」という。）が、社会教育関係団体の公開で行う自主的社会教育事業を奨励するための援助に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「社会教育事業講師謝礼援助」とは、援助対象団体が行う援助対象事業に対し、予算の範囲内において、委員会が、講師謝礼金の全部又は一部を援助することをいう。

（用語の定義）

第3条 この要綱において「公開」とは、実施団体の会員以外の一般市民の参加を受け入れることをいう。

（援助対象団体）

第4条 援助対象団体は、武蔵野市社会教育関係団体登録要綱（平成7年4月1日施行）に基づき、登録の認定を受けた団体（以下「団体」という。）とする。ただし、国、都、市等の公的機関及び別に定める団体は除く。

（援助対象事業）

第5条 援助対象事業は、次のとおりとする。

(1) 広く市民に共通した生活課題、社会問題、地域課題等をテーマとする学習会及び講演会等で、市民を対象として公開で行うもの

(2) 広く市民に共通した文化、スポーツ、レクリエーション活動等の学習会・講演会・講習会等で、市民を対象として公開で行うもの

(3) 複数の団体が、共通の目的をもって、前2号の内容をテーマとし、市民を対象として公開で行うもの

2 次の各号の一に該当する事業は、援助することができない。

(1) 営利を目的とするもの又は営利事業を援助するもの

(2) 特定の政党の利害に関するもの

(3) 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の政治活動に関するもの

(4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するもの

(5) 参加料等を徴収する事業で、徴収金額が運営経費を超えるもの

(6) 事業の開催、開設の場所について公衆衛生、公害防止等の設備及び措置が不十分であるもの

(援助の申請)

第6条 この要綱による援助を受けようとする団体は、社会教育事業講師謝礼援助申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて事業実施の2か月前までに、委員会に提出しなければならない。

(1) 講師の経歴書

(2) 参加者から費用を徴収する場合は、援助対象事業に係る費用の収支予算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

(援助の承認)

第7条 委員会が援助を承認したときは、社会教育事業講師謝礼援助承認書（第2号様式）を交付するものとする。

(援助回数)

第8条 援助対象事業は、1団体につき年1事業とする。

2 第5条第1項第3号に規定する事業については、各団体につき1回の援助と数えるものとする。

(事業内容の変更又は中止)

第9条 承認を受けた団体が、事業内容を変更又は中止するときは、直ちに委員会に届け出て承認を受けなければならない。

(承認の取消し)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、委員会は、援助の承認の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段による承認を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(報告書の提出)

第 11 条 第 7 条の規定による援助の承認を受けた団体は、事業終了後 1 か月以内に社会教育事業講師謝礼援助報告書（第 3 号様式）に、次に掲げる書類を添えて委員会に提出しなければならない。

(1) 参加者から費用を徴収した場合は、援助対象事業に係る費用の収支決算書

(2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類
(講師謝礼金の交付)

第 12 条 委員会は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、審査の結果、第 10 条の規定に該当しないときは、速やかに講師謝礼金を交付するものとする。

(講師謝礼金の返還)

第 13 条 委員会は、第 10 条の規定により承認の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に講師謝礼金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(委任)

第 14 条 この要綱の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 26 年 4 月 1 日要綱第 143 号)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

様式 (省略)